ハローワーク豊橋マスコットキャラクター「あつみん」の利用に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、別記『ハローワーク豊橋マスコットキャラクター「あつみん」』（以下「あつみん」という。）のイラスト（イラストから制作した立体物を含む。以下「イラスト等」という。）並びに「あつみん」の写真及び動画（以下「写真等」という。）を利用する際に必要な事項を定め、もって豊橋公共職業安定所のＰＲ等を図ることを目的とする。

（イラスト等及び写真等の利用に関する権利）

第２条　イラスト等の利用に関する一切の権利は、豊橋公共職業安定所に属する。

２　写真等の利用については、著作権法（昭和４５年法律第４８号）に規定する著作権の制限に該当する場合を除き、原則として許諾しない。ただし、前条に規定する目的の実現に特に効果があると認められる場合は、この限りでない。

（豊橋公共職業安定所ＰＲ事業者登録並びにイラスト等及び写真等の利用許諾）

第３条　イラスト等を利用しようとする者は、あらかじめ豊橋公共職業安定所ＰＲ事業者登録（以下「事業者登録」という。）申請を行い、適正と認められ登録された後に、イラスト等の利用許諾（以下「利用許諾」という。）申請を行い、豊橋公共職業安定所長（以下「所長」という。）の利用許諾を受けなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、イラスト等の利用が次の各号に該当する場合には、事業者登録の手続きを省略することができる。

（１）　豊橋公共職業安定所が利用する場合

（２）　テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が、報道目的以外の放送または記事等に利用する場合

（３）　豊橋公共職業安定所が出動するイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物を作成する場合

３　前二条の規定にかかわらず、イラスト等の利用が、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合は、事業者登録及び利用申請を要しない。

４　前条第２項ただし書に規定する写真等の利用については、第２項の規定を準用する。この場合、第２項及び第９条から第２１条（第１７条を除く。）までの各規定にある「イラスト等」は「写真等」に、「利用許諾」は「写真等の利用許諾」に読み替えるものとする。

（事業者登録の申請）

第４条　第３条第１項の規定により事業者登録の申請を行おうとする者は、「豊橋公共職業安定所ＰＲ事業者登録申請書」（別記様式第１号）に関係書類を添えて、所長に提出しなければならない。

２　所長は、前項に規定する申請を行った者（以下「登録申請者」という。）に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

（事業者登録の手続き）

第５条　所長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認める場合は、事業者登録を行うものとする。

２　所長は、前項に規定する事業者登録を行った場合は、「豊橋公共職業安定所 PR 事業者登録通知書」（別記様式第２号）により当該登録申請者へ通知するものとする。

３　事業者登録の有効期限は、登録の日から２年間とする。

４　登録申請者が事業者登録を受けたことにより得た権利は、譲渡、転貸又は承継することができない。

（事業者登録の制限）

第６条　所長は、前条の規定にかかわらず、登録申請者（申請者が法人の場合、第１号の規定においては法人の役員を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を行わないものとする。

（１）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員

（２）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条（同条第１項第５号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者

（３）　特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号）第３３条に規定する連鎖販売取引を行う者

（４）　政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者

（５）　法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者

（６）　豊橋公共職業安定所の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

２　所長は、前項の規定により前条に規定する事業者登録を行わない場合は、「豊橋公共職業安定所 PR 登録拒否通知書」（別記様式第３号）により当該登録申請者へ通知するものとする。

（事業者登録内容の変更等）

第７条　事業者登録を受けた者で、当該事業者登録の内容に変更があった者は、「豊橋公共職業安定所 PR 事業者登録変更申請書」（別記様式第４号）に関係書類を添えて、所長に提出しなければならない。

２　所長は、前項の規定により変更申請があった場合は、第６条第１項の規定を適用しその内容の審査を行い、適正と認められたときは事業者登録の内容について変更を行うものとする。

３　所長は、前項に規定する変更登録を行った場合は、「豊橋公共職業安定所ＰＲ事業者登録

変更通知書」（別記様式第５号）により当該事業者登録を受けた者に通知するものとする。

（利用許諾の申請）

第８条　第３条第１項の規定により、利用許諾を受けようとする者は、『ハローワーク豊橋マスコットキャラクター「あつみん」利用許諾申請書』（別記様式第６号）に関係書類を添えて所長に提出しなければならない。

２　所長は、前項の規定により申請を行った者（以下「利用許諾申請者」という。）に対し、必要に応じ資料等の提出を求める事ができる。

（利用許諾の手続き）

第９条　所長は、前条第１項の規定による利用許諾申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第１条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。なお、この場合、所長はイラスト等の利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

２　所長は、前項に規定する利用許諾を行った場合は、『ハローワーク豊橋マスコットキャラクター「あつみん」利用許諾通知書』（別記様式第７号）により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

３　利用許諾の期間は、利用許諾の日から最長２年間とする。

（利用許諾の制限）

第１０条　所長は、前条の規定にかかわらず、利用許諾申請者のイラスト等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

（１）　法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

（２）　豊橋公共職業安定所の信用又は品位を害するものと認められる場合

（３）　第三者の利益を害するものと認められる場合

（４）　特定の個人、団体、法人（豊橋公共職業安定所を除く。）又は、商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第１条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。

（５）　特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合

（６）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条（同条第１項第５号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業又はその広告等に利用される場合

（７）　イラスト等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

（８）　「あつみん」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

（９）　イラスト等の著しい変形を行う場合又は立体物でその表現がイラスト等の立体物と認められない場合

（１０）その他、所長がイラスト等の利用が適当でないと認める場合

２　所長は、前項の規定により前条の利用許諾を行わない場合は、『ハローワーク豊橋マスコットキャラクター「あつみん」利用不許諾通知書」（別記様式第８号）により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

（事業者登録を要しない場合の利用許諾の申請）

第１１条　第３条第２項の規定により利用許諾を受けようとする者は、『ハローワーク豊橋マスコットキャラクター「あつみん」利用許諾申請書（豊橋公共職業安定所ＰＲ事業者登録不要分）』（別記様式第９号）に関係書類を添えて、所長に提出しなければならない。ただし、第３条第２項（1）に該当する場合は、申請書の提出を必要としない。

２　所長は、前項の規定による申請を行った者に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

（事業者登録を要しない場合の利用許諾の手続き）

第１２条　所長は、前条の規定による利用許諾申請があった場合は、第９条第１項及び第１０条第１項の規定を準用し利用許諾又は不許諾を行うものとする。

２　所長は、前項の規定による利用許諾又は不許諾を通知する場合、第９条第２項又は第１０条第２項の規定に替えて、口頭でこれを行うことができるものとする。

３　第１項の規定による利用許諾期間は、適当と認められる期間を所長が定める。

（利用許諾内容の変更等）

第１３条　第９条又は第１２条の規定により利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）が当該利用許諾を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめ『ハローワーク豊橋マスコットキャラクター「あつみん」利用許諾変更申請書』（別記様式第１０号）を所長に提出し、変更についての利用許諾を受けなければならない。

２　所長は、前項の規定による変更申請があった場合は、第９条第１項及び第１０条第１項の規定を適用しその内容の審査を行い、当該変更が適正と認められるときは、その変更についての利用許諾を行うことができる。

３　所長は、前項に規定する変更についての利用許諾を行った場合は、『ハローワーク豊橋マスコットキャラクター「あつみん」利用許諾変更通知書』（別記様式第１１号）により当該利用者に通知するものとする。

４　所長は、第１２条の規定による利用者の利用許諾変更申請に対する利用許諾については、前項の規定に替えて、口頭でこれを行うことができる。

（利用者の遵守事項）

第１４条　利用者は、次に揚げる事項を遵守しなければならない。

（１）　イラスト等の利用が第１条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわな

いよう十分に注意すること。

（２） イラスト等の利用にあたっては、利用許諾（第１３条の規定による利用許諾内容の変更利用許諾があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた内容に限ること。

（３） 利用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。

（４） 第９条の規定により利用許諾を受けた者は、著作権者表示及び利用許諾番号【『©HW 豊橋「あつみん」 ●●●●』（●●●●には、所長が『ハローワーク豊橋マスコットキャラクター「あつみん」利用許諾申請書』で個別に指定する＊H から始まる利用許諾番号を記載する。）】を、また第１２条の規定により利用許諾を受けた者は、著作権者の表示（『©HW 豊橋「あつみん」』）を、利用許諾を受けた対象物又は当該対象物の包装等（以下「利用対象物等」という。）に必ず明示すること。

（５） 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。

（６） 第三者に利用対象物の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、利用許諾を受けた個数以上の製造等が行われないように義務付ける契約を利用者の責任で行い、数量管理を徹底すること。

（７） 当該利用許諾に係る利用対象物等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。ただし、完成品の写真若しくはサンプルの提出が困難な場合の提出物については、所長が別に指示する。

（８） 所長が行う売上調査その他の照会に応じること。

（９） その他各種の法令を遵守すること。

（利用料）

第１５条　イラスト等の利用料については、当分の間、無料とする。

（事業者登録又は利用許諾の取り消し等）

第１６条　所長は、事業者登録を受けた者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者登録（第７条の規定による事業者登録内容の変更登録があった場合は、その変更登録後のもの。以下同じ。）若しくは利用許諾又はその両方を取り消すことができる。

（１） 提出した「豊橋公共職業安定所ＰＲ事業者登録申請書」若しくは「豊橋公共職業安定所ＰＲ事業者登録変更申請書」又は『ハローワーク豊橋マスコットキャラクター「あつみん」利用許諾申請書」、『ハローワーク豊橋マスコットキャラクター「あつみん」利用許諾申請書（豊橋公共職業安定所ＰＲ事業者登録不要分）』若しくは、『ハローワーク豊橋マスコットキャラクター「あつみん」利用許諾変更申請書』の内容に虚偽のあることが判明した場合

（２） 第６条第１項又は第１０条第１項の各号のいずれかに該当するに至った場合

（３） 第１４条の遵守事項に違反した場合

（４） その他事業者登録若しくは利用許諾又はその両方の継続が不適当であると認められた場合

２　所長は、前項に規定する取り消しを行った場合は、豊橋公共職業安定所 PR 事業者登録およびハローワーク豊橋マスコットキャラクター「あつみん」利用許諾取消し通知書（別記様式第１２号）により当該取り消しを受けた者へ通知するものとする。

３　前項の規定により利用許諾の取消しを受けた者は、利用対象物等に利用許諾取消しの日からイラスト等を利用することはできない。

４　所長は、利用許諾の取消しを受けた者に対して、利用許諾の取消しを受けた利用対象物等について回収等の措置を請求することができる。

５　所長は、前三項の規定により、事業者登録若しくは利用許諾又はその両方の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

６　所長は、第１項の規定により事業者登録若しくは利用許諾又はその両方の取消しを受けた者が、その取消し後に行った事業者登録申請又は利用許諾申請について、必要と認める期間、当該事業者登録又は利用許諾を行わないことができる。

７　所長は、事業者登録又は利用許諾を受けずにイラスト等を利用した者が行う事業者登録の申請又は利用許諾の申請について、前項の規定を適用することができる。

８　前二項に定める所長が必要と認める期間は、第６項の規定については取消しの日から、第７項の規定については豊橋公共職業安定所が事実を確認した日から起算して、最長１０年間とする。

（申請等の取下げ）

第１７条　第４条、第７条、第８条、第１１条及び第１３条の規定に基づき申請を行った者は、その申請について、「取下げ申請書」（別記様式第１３号）を所長へ提出することで、当該申請を取り下げることができる。

（利用の非独占性等）

第１８条　この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラスト等を利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について豊橋公共職業安定所が推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第１９条　豊橋公共職業安定所は、この規程による事業者登録又は利用許諾の申請、事業者登録又は利用許諾の内容に係る変更申請及びイラスト等の利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（賠償責任等）

第２０条　豊橋公共職業安定所は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

２　利用者は、利用対象物の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、豊橋公共職業安定所に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

３　利用者は、イラスト等の利用に際して故意又は過失により豊橋公共職業安定所に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を豊橋公共職業安定所に賠償しなければならない。

４　所長は、第二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うように命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

（情報の公開）

第２１条　所長はイラスト等の適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消し状況について情報を公開することができる。

（事務）

第２２条　この規程に関する事務は、豊橋公共職業安定所庶務課が行う。

（業務委託）

第２３条　所長は、次の各号に規定する業務を外部に委託することができる。

（１）　第４条から第７条に規定する事業者登録に関する業務

（２）　第８条から第１０条に規定する利用許諾に関する業務

（３）　第９条の規定による利用許諾に対する第１３条に規定する変更許諾に関する業務

（４）　第１４条第８号に規定する売上調査その他照会に関する業務

（５）　第１７条に規定する申請等の取下げに関する業務のうち、第４条、第７条、第８条及び第９条の規定による利用許諾に対する１３条の規定による申請に対しての業務

２　所長が、前項の各号に定める業務を外部に委託した場合、それぞれの条文の「所長」は「受託者」に読み替えるものとする。

（その他）

第２４条　この規程に定めるもののほか、イラスト等及び写真等の利用に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附則

（施行期日）

１　この規程は令和４年１月１日から適用する。

２　豊橋公共職業安定所は、令和４年４月１日を経過する場合において、この規程の適用の状

況に検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。